

学習指導要領に基づく教育課程の効果的で効率的な編成について

1 趣旨

令和2年度から実施された学習指導要領により、小学校・義務教育学校(前期課程)では授業時数が増加していることに加え、近年の異常気象による警報発令や感染症等による臨時休業により授業時数の確保が困難な状況にあった。また、学校が抱える課題は多様化・複雑化しており、その対応等教職員の業務は多忙化を極めた。

本市においては、本市が志す「西宮教育」の実現に向け、いかに適正な教育課程を編成し、教育活動を推進するかが大きな課題であり、適切な方策について、協議するため、平成29年度より継続的に教育課程検討委員会を設置し、協議してきた。その概容は次の3点である。授業時数の安定した確保を目指し、令和2年度から3年間を試行期間とし、長期休業日の短縮を実施することとし、その後、これを令和7年度まで延長することとした。次に、春季休業期間が短期間であると考えられていることについて、新年度の児童生徒の受け入れ体制を整える観点から、期間を2日伸ばし、令和6年度より試行している。そして、令和6年度は、これまでの試行内容の結果を検証・協議を経て、令和8年度以降は本格的に実施することが望ましいという方向が示された。

2 経緯

(1) 平成28年度～平成31年度

- 小学校学習指導要領・中学校学習指導要領の全部を改正する告示<平成29年3月>
- 小学校及び中学校の学習指導要領等に関する移行措置並びに移行期間中における学習指導について(通知)<平成29年7月>
- 教育課程検討委員会・評価検討委員会(平成29年度～平成31年度 計10回)
「新学習指導要領の全面実施に係る適正な教育課程の編成について(中間報告)」
<平成31年3月>
- 「新学習指導要領への円滑な移行に向けて(最終報告)」<令和2年3月>
- 教育委員会会議にて一般報告<平成31年2月>

(2) 令和2年度～令和4年度

- 長期休業日の短縮の試行期間開始
- 教育課程検討委員会の開催(令和3年度～令和4年度 計5回)
「学習指導要領に基づく教育課程の効果的で円滑な運用について(最終報告)」
- 教育委員会会議にて一般報告<令和4年10月、令和5年2月>

(3) 令和5年度～6年度

- 教育課程検討委員会(令和5年度～令和6年度 計6回)
「教育課程の確実な実施に向けての授業時数の確保について(中間報告)」
- 教育委員会会議にて一般報告<令和5年12月、令和7年2月>

3 今後の予定

- 3月 各学校へ周知
- 令和7年度
 - ・「西宮市立の学校の管理運営に関する規則」改正
 - ・保護者へ周知

・所管事務報告

令和8年度

4月 長期休業日の短縮及び春季休業日の延長の本格実施開始

4 実施内容（令和8年度より）

- (1) 全市的な行事、教育委員会主催の担当者会や各種研修会を見直し、精選を図る
- (2) 長期休業日を短縮し授業日とする
 - ・夏季休業の最終2日間を授業日とする
 - ・3学期の始業を1月7日とする
- (3) 春季休業日の延長をする
春季休業日を2日間延長し、1学期始業式を4月9日とする
- (4) 中学校・義務教育学校（後期課程）の卒業式を3月の兵庫県公立高等学校入学者選抜学力検査日の土・日曜日を含まない2日後に計画する
- (5) 平日にゆとりをもって運営する視点から、中学校・義務教育学校（後期課程）は週28コマの実現を目指す

5 補 足

- (1) 令和7年度（2025年度）以降も教育課程検討委員会を設置し、学習指導要領に基づく教育課程の効果的で効率的な編成について検討を行う。
- (2) 4の（2）（3）の試行の実施にともなう「西宮市立の学校の管理運営に関する規則」の改正は令和7年度に行う。

以上